

各 位

大阪弁護士会
会長 益田 哲生
同 情報問題対策委員会
委員長 秋田 仁志

シンポジウム 個人情報保護法を問いなおす！

～ 情報漏えい罪は必要か？～

ある日、会社の同僚との会話

A社総務次長: 俺、この前の懇親会で、君の前の担当者のX君の会費 5,000 円を立て替えたんやけど、あいつ、今、どこにいるの？

B社人事課長: それ、教えたら、個人情報保護法違反になるんちゃうの？

A社総務次長: そう、固いこと、言わんと。牛井、おごるから。

B社人事課長: ほんま？あいつ、この3月の移動で、C社へ出向になって、今、C社の福岡支店の総務課で課長をやってるで。

これって、個人情報保護法違反になるの？犯罪になってしまうの？

こんな議論をしなければ、人と話をすることもできないことになるのでしょうか。

処罰の対象となる個人情報データというのは何ですか、秘密ですか、個人の名前だけでもだめなのでしょうか。「みだりに」というのはどういう場合をいうのですか、牛井って、「不正な利益」なのですか。

業務に従業している者が、「その業務に関して知り得た個人データをみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用してはならない」、「自己または第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する」(個人情報漏えい罪)という、与党の個人情報保護法改正案が今国会に提出されようとしています。

学校の保護者連絡網がなくなってしまった地域社会、名前が消えた匿名の社会、個人情報保護法の過剰影響が議論される中、個人情報漏えい罪は、私たちの社会、地域、職場に、そして知る権利、報道などにどのような影響を与えるのでしょうか。果たして、情報漏えい罪は必要なのでしょうか？一緒に考えてみませんか？

日時：平成 18 年 4 月 15 日(土) 午後 1 時から 4 時まで

場所：大阪弁護士会館本館 6 階ホール

(地下鉄御堂筋線淀屋橋駅 1 番出口から徒歩約 10 分)

プログラム

13:00～14:00 ・基調講演 「個人情報の法的保護～現状と課題～」
園田 寿 氏(甲南大学法科大学院教授 弁護士)

14:10～15:40 ・パネル・ディスカッション

パネリスト 園田 寿 氏(甲南大学法科大学院教授 弁護士)

小林 健 氏(読売新聞大阪本社 社会部記者)

船越 康亘氏(全大阪消費者団体連絡会)

西田 昭弘氏(全損保大阪地協副議長)

田中 厚 氏(大阪弁護士会公益通報者支援制度検討協議会副座長)

コーディネーター 秋田仁志(大阪弁護士会情報問題対策委員会委員長)

15:40～16:00 ・「個人情報保護法改正について」

坂本 団(大阪弁護士会情報問題対策委員会副委員長)

————— (FAX: 06 - 6364 - 0252・7477) —————

4月15日(土)午後1時から開催の「個人情報保護法シンポジウム」に出席いたします。

貴名 _____ 所属団体名等 (_____)

本件に関するお問合せ先：大阪弁護士会委員会担当室 西田 (TEL: 06-6364-1227)

ご記入いただきました個人情報は、出席者の把握のために使用いたします。